

# 岐阜県公報

## 目 次

告 示

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告

(畜 産 課)

ページ

号 外 (一) 平 成 三 十 一 年 二 月 二 十 六 日

## 告 示

岐阜県告示第九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条第一項の規定により、次のとおり報告を求めたので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十八条ただし書の規定により告示する。  
家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（平成三十年岐阜県告示第五百四号）は、廃止する。

平成三十一年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的  
豚コレラのまん延防止のため
- 二 報告すべき者の範囲  
県内全域の豚及びいのししの所有者
- 三 報告すべき事項  
平成三十一年二月二十七日（水）以降の農場ごとの次に掲げる事項
  - 1 飼養頭数
  - 2 死亡頭数
  - 3 出産頭数
  - 4 導入頭数
  - 5 出荷頭数
  - 6 飼養家畜の状態
- 四 報告書の提出期限

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成三十一年二月二十六日

別記様式に記載のとおり

五 報告書の提出方法

電話、ファクシミリ又は電子メールで別記様式によること。

六 報告書の提出先

農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所

七 その他必要な事項

豚コレラの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告すること。

別記様式

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

家畜保健衛生所長 宛て

報告者住所

氏名

連絡先 電話

FAX

電子メール

農場所在地

( 年 月 日 時時点) 飼養頭数 頭

項目	内容	備考
死亡頭数	頭	死亡個体の日齢： 死亡個体の豚舎内所在場所：
(うち死産頭数)	頭	流産： あり ・ なし
出産頭数	腹頭	
導入頭数	頭	導入元： 健康状態：
出荷頭数	頭	出荷先： 健康状態：

項目	内容
飼養家畜の状態	

※飼養家畜の状態の内容欄には、健康状態を記載すること。

注) 毎日、9時時点での状況を当日の12時までに提出すること。  
ただし、野生いのししの調査対象区域内の養豚農場を含む監視下農場については、9時時点での状況を当日の12時までに、16時時点での状況を当日の18時までに、別途指示する事項に係る報告書の提出に併せて提出すること。いのしし調査対象区域については県ホームページにて公表し、監視下農場については別途通知する。

平成三十一年二月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社